

答申第 234 号

情 公 第 1424 号

令和 6 年 6 月 26 日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

自己情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 10 月 19 日付けで諮問された特定説明会の記録に係る文書不存在の件（諮問第 252 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、審査請求人からの令和4年7月19日付け自己情報の開示請求に対して、不開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和4年7月19日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「特定県立学校において、特定日に特定保護者に対して開かれた説明会の記録（文字によるもの）」について、審査請求人を本人とする自己情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、同月29日付けで、本件請求に係る文書を作成していないことを理由に、その全てを不開示とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年8月19日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨

特定説明会の記録は、本件録音データがあるのみで、文字に書き起こした形の文書として作成していない。

5 審査会の判断理由

(1) 特定説明会の記録について

審査請求人は、保護者が校長に対して説明会の内容について質問している状況や特定課が本件録音データを確認している状況があり、記録を文書にせず、開示しないのは、審査請求人に事実を伝えようとせず、隠蔽を疑

わざるを得ない旨主張している。これに対して、実施機関は前記４のとおり、本件録音データの内容を文字に書き起こした形の文書として作成していない旨の説明をしている。当審査会が本件録音データの録音内容を確認したところ、本件録音データは、特定説明会の出席者からの求めに応じて、特定説明会の欠席者に提供する目的で実施機関が録音したものであることが認められた。

以上のような経緯を踏まえると、本件録音データを文字に書き起こした形の文書を作成していないという実施機関の説明は首肯できる。そのため、実施機関が、本件録音データを文字に書き起こした形の文書が不存在であることを理由に開示しなかったことは妥当である。

(2) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 8 月 30 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 2 月 20 日 (第 340 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 4 月 25 日 (第 342 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 5 月 24 日 (第 343 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 6 月 17 日 (第 344 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 嶌 慶 子	弁 護 士（神奈川県弁護士会）	

（令和6年6月26日現在）（五十音順）